		教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）				義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）	
	第二条	第十条第一項第二号	第十一条第一項及び第二項第一号	第十四条の二		第二条第一号	第二条第二号
いう。）は	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	公立学校	又は私立学校	学校法人等は、	当該教員	義務教育諸学校	ものに限る。）、中等教育学校
いう。）並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する中学校及び特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の前期課程及び報酬等校等の職員の給与その他の給与として都道府県が定める額に限る。）は	地方自治法	公立学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）を除く。次号において同じ。）	、特定公立国際教育学校等又は私立学校	国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人はその管理を行う特定公立国際教育学校等の教員について、学校法人等は	これらの教員	義務教育諸学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費
		教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）				義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）	
	第二条	第十条第一項第二号	第十一条第一項及び第二項第一号	第十四条の二		第二条第一号	第二条第二号
教職員の給与及び報酬等に要する経費	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中等教育学校及び中等教育学校等に該当するもの（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）	義務教育諸学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。）	公立学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）を除く。次号において同じ。）	国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人はその管理を行う特定公立国際教育学校等の教員について、学校法人等は	これらの教員	義務教育諸学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。）	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中等教育学校及び中等教育学校等に該当するもの（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）		女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）		地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）	公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律（昭和三十六年法律第百十三号）
第五条の二第一項	第五条の三第一項	第三条第一項	第五条	第四十七条の五第一項	本則	第二条	第六条第一項	第十五条
（以下	教職員の勤務する学校	公立の学校	設置者	属する学校	大学	規定する学校	中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（	義務教育諸学校
（へき地学校（共同調理場を除く。）及びこれに準ずる学校にあつては、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項に規定する特定公立国際教育学校等（次条第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下	教職員の勤務する学校（特定公立国際教育学校等を除く。）	公立の学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項に規定する特定公立国際教育学校等（第五条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）を除く。第五	設置者（特定公立国際教育学校等については、国家戦略特別区域法第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人）	属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	大学及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等	規定する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	中学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この項及び第十五条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び義務教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）の前期課程（	義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。次条第二項及び第十七条において同じ。）